

質問回答

| NO. | 質問 | 回答 |
|-----|---|--|
| 1 | 要件定義書「2.1.機能に関する事項」(3)について、項番2の“その他データの取得“については相応の理由があるデータについては、申請データの構成管理情報のようにプログラムによる加工も許容されるでしょうか？ | 「相応の理由」が不明ですが、プログラムによる加工を全面的に拒絶するものではありません。 しかしながら、取り込むデータの種類が増えるたびにプログラム開発を調達することは現実的には困難なため、極力GUI操作による設定や、ローコードツールにごく簡単なプログラムで取り込めることを期待しています。 |
| 2 | 要件定義書「3.3.システム規模に関する事項」に拡張性についての記載がありますが、本稼働時のデータ量は何MBぐらいと想定されるでしょうか？ | e-Govを適用する手続や利用する自治体が現時点では確定していないため、推定が難しい状況ですが、現在把握している範囲では年間の申請件数は十数万件程度と思われます。 この数字より、取り込むデータ量は要件定義書 表3-5の補足欄の計算式で求められますが、取り込んだデータの保存期間や、サイズの大きい添付ファイルの扱い等が決まっていないため、現時点での推定は困難です。 |
| 3 | 『別紙2 機能一覧』の項番9番の機能については、申請書データのXML形式から分析用のデータに加工（変換）した後の情報追加機能と読み取れますが、どのような情報を付加する想定でしょうか？ | 追加データは具体的に決まっていますが、原課にてそのようなニーズが生じる場合があると推定し、本機能を設定しています。 |
| 4 | 調達仕様書「6.1.機密保持、資料の取扱い」(6)に“データ項目ごとの格付・取扱・アクセス制限を参照し”とありますが、要件定義書の該当項目に左記に関する記載が見当たらないようです。こちらは設計フェーズにてデータ項目ごとの格付等をご教示頂き、アクセス制限を決定していく、という理解で良いでしょうか？ | ご質問のとおりですが、実際にはほとんどケースはないと想定しています。 |
| 5 | 要件定義書 別紙 1 p3,p12 【記載内容】 p4(1) サービスの利用者数及び情報システムの利用者数 本システムは検証環境のため、利用者は環境省と若干の原課職員（最大 15 名程度）に限定されるp12(4) 利用者数 検証担当者（環境省、原課職員）最大 20 名程度 【質問事項】 検証環境の利用者数が p4 と p12 で異なりますが、どちらを正とすべきでしょうか。 | 最大20名程度とご理解ください。 |
| 6 | 要件定義書 別紙 1 p3 【記載内容】 令和 6 年度に整備予定の本稼働システムでは下表のように利用者の増加が見込まれるため、システム設計に当たってはあらかじめ考慮するとともに、提案時には利用者増加時のサービス利用料も提示すること。 【質問事項】 R6 年度の本稼働時のサービス利用料も利用者想定数から積算、提示する必要があるとの 理解で宜しいでしょうか。 | そのご理解であっております。 |
| 7 | 要件定義書 別紙 1 p2,p7 【記載内容】 図 1-1 業務・データフロー、図 2-2 DWH への申請データの格納イメージ 【質問事項】 図 1-1 業務・データフローの DWH の中に申請書 XML という記載がございますが、図2-2 DWH への申請データの格納イメージの通り、XML ファイルを DWH の中に持つのではなく、XML のデータを DWH に格納するという理解であっておりますでしょうか。 | そのご理解であっております。 なお、図2-2はあくまでも格納イメージであり、申請データの持ち方は協議の上で決定いたしますので、ご提案されるサービス／ツールの機能を踏まえよりよい方式があるようでしたら、ご提案をお願いいたします。 |

| | | |
|----|--|---|
| 8 | 調達仕様書 1頁 1.3.調達目的および期待する効果 令和7年度までに全てオンライン化を実現する予定であると記載が ございますが、オンライン化されていない申請・届出手続きは、現時 点では分析の対象外であり、オンライン化が実施された後、分析の対 象に加わると考えてよろしいでしょうか。 | その認識で相違なく、「環境省申請・届出データ等蓄積・分析基盤 (仮称)」に取り込んだデータを分析の対象と致します。 |
| 9 | 調達仕様書別紙 2頁 (4)入出力項目及び取扱量 本稼働時には約300種の手続を扱うと記載がございます。質問1に関 連しますが、検証事業において、分析を実施できる手続は何種ござい ますでしょうか。 | 請負者と協議し決定しますが、最大10種の実施を想定しています。 |
| 10 | 調達仕様書別紙 2頁 (4)入出力項目及び取扱量 分析対象となる手続のうち、何種かに限定したご提案になることを想 定しております。検証期間の中で分析を行う手続数を協議させていた だきたいと考えておりますが、限定して実施することは問題ございま せんでしょうか。また、分析を必要としている最低限の手続数とし て、想定がございますでしょうか。 | 限定することは問題ありません。 最低6種程度の実施を想定していますが、請負者と協議し決定させて いただきます。 |
| 11 | 調達仕様書別紙 2頁 (4)入出力項目及び取扱量 質問②に関連し、e-GovからAPIで取得できる申請を取り込むと記載 がございますが、現在e-GovからAPIで取得できる申請は何種ござい ますでしょうか。 | e-Gov審査支援サービスからのデータを取得するAPIは現時点提供さ れていないため、本検証環境ではAPIでの取得は行わず、今後APIで の取得が可能になると思われるデータを用意し投入することになり ます。 |
| 12 | 調達仕様書別紙 2頁 (4)入出力項目及び取扱量 予め、e-GovからAPIで取得できる申請の申請名・申請様式 (HP等に 公開されている情報) をご教示いただけませんかでしょうか。 | 以下のE-GOV手続検索画面から確認が可能です。 https://shinsei.e-gov.go.jp/recept/procedure-search/ 「所管行政機関から探す→環境省」 |
| 13 | 調達仕様書別紙 2頁 (4)入出力項目及び取扱量 取扱量として、最大250件と記載がございますが、本稼働時におい て、取扱う申請は、1つの手続きにおいて、何件の申請数がございます でしょうか。最も申請数が多い手続きとその申請数、平均的な申請 数、最も申請数が少ない手続きとその申請数をご教示ください。 | e-Govを適用する手続数や利用する自治体数が現時点では確定して いないため、推定が難しい状況ですが、現在把握している範囲では 年間の総申請件数は十数万件程度であり、多い法令で年間10万件未 満、少ない法令で1000件以上を想定しています。 |
| 14 | 調達仕様書別紙 2頁 (4)入出力項目及び取扱量 本稼働において、他システムからのデータを扱うと記載ございま すが、現時点で取り扱いを想定されているデータがございましたら、 データの種類とデータの件数をご教示ください。 | e-Govを適用する手続は確定していませんが、以下の法令に関する 手続きが候補として挙がっております。 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 年間1万件以上10万件未満 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 年間1万件未満 |
| 15 | 調達仕様書別紙 5頁 (2)機能実現の方式 新規様式提供のたびプログラムを開発することは困難である点につ いて、弊社も同様の見解を持っております。データ分析の仕組みに合わ せて、既存様式や新規様式を変更いただくことで、加工方法を標準化 できるのではないかと検討しておりますが、既存様式 (Excel) を変 更いただくことは可能でしょうか。 また、既存様式を変更することで、他システムや運用に影響ござい ましたら、合わせてご教示ください。 | 法制度により書式が定められているものは既存様式を変更するには 法制度の改正が必要なため、時間を要します。他は早期に変更が可 能です。 これからオンライン化する手続を対象とするため、既存様式の変更 による他システムや運用への影響はありません。 |
| 16 | 調達仕様書別紙 6頁 2.4データに関する事項 申請データは到達番号で管理されていると記載がございますが、 到達番号がわかればそのデータを構成する構成管理情報、申請書 xml、添付ファイルを一意に該当の申請データと識別できますでし ょうか。 | ご質問どおりの想定です。 |
| 17 | 調達仕様書別紙 7頁 表2-2 添付ファイルの種類と検証の視点例 PDFファイルが添付される手続きと、そのPDFファイルに記載されて いるものの事例 (Excel・Wordを出力したPDF、書類をスキャンした PDFなど) をご教示いただけませんかでしょうか。 | e-Govを適用する手続が確定していないため、現物を提示すること は出来ませんが、例えば大気や水質、騒音・振動等の測定結果の表 等を想定しており、ExcelやWordから出力した内部にデータを持つ 形式のpdfの場合もあれば、イメージ情報しか持たないpdfの場合も あると想定しています。 |
| 18 | 調達仕様書別紙 7頁 表2-2 添付ファイルの種類と検証の視点例 画像ファイルが添付される手続きと、その画像ファイルに写っている ものの事例 (書類のコピー、証明書の撮影画像、場所の撮影など) を ご教示いただけませんかでしょうか。 | 本表17項と同様な内容を想定しています。 |

| | | |
|----|--|---|
| 19 | 調達仕様書別紙 10頁 表3-4 システム方式についての全体方針 システムアーキテクチャについて、Webアプリケーションを想定する 記載がございますが、分析可能な環境を早期に提供するために、検証 事業における BIツールとして、デスクトップインストール型のツ ールをご提案してもよろしいでしょうか。 | 可能ですが、環境省ネットワークの設定上、職員端末におけるデ スクトップツールのインストールにはセキュリティ上の制限があり、 申請・承認に1ヶ月程度の時間を要し、承認されない場合もありま す。それを踏まえての検証スケジュールをお願い致します。 |
| 20 | 調達仕様書では「最終的には省が保有する全てのデータを対象とした データ利活用基盤とする予定」と記載されておりますが、e-Gov のよ うな申請データ以外にどのようなデータを想定されておりますでし ょうか。 | 環境省の個別システムで管理しているデータや、行政事務でOffice 等で管理しているデータを想定しています。 |
| 21 | 検証環境にとどまらず本番環境にも留意して各種マネージドサー ビス等を活用、構成検討、コスト試算のため、表3-5のデータ量のよ うに本番環境におけるデータ量および業務量、通信量(時間当りの ピーク)の想定がありましたらご教示ください。 | e-Govを適用する手続数や利用する自治体数が現時点では確定して いないため推定が難しい状況ですが、現時点では本表13項の推定年 間総申請件数十万件程度に対し、表3-5の補足欄にある計算式を適 用し算出してください。 通信量(時間当りのピーク)の想定は出来ておりません。 |
| 22 | 表3-7中にある「個人情報は取り扱われない。」は検証環境特有の 特性という認識でよろしいでしょうか。 | ご質問のとおりです。 |
| 23 | 「1.3 業務実施の時期・時間」において運用時間の記載等は認識して おりますが、運用期間は本検証の環境構築期間を想定でよろしいで しょうか。 | ご質問のとおりです。 |
| 24 | 調達仕様書.pdf 頁6 4.2.環境運用・保守業務 『請負者は、環境省と協議の上、本検証環境の運用・保守作業につ いて実施計画書を作成し、それに従い作業を行うこと』とありますが、 運用・保守作業は契約期間となる令和6年3月29日までの中で作業 を実施するということでしょうか。 4月以降の保守を想定し、その費用を入札金額に含めるべきでし ょうか。もしも4月以降の保守費用を金額に含める場合には、恐れ入 りますが保守期間をお知らせください。 | 令和6年3月29日までの中で作業を実施する想定です。 |
| 25 | 調達仕様書別紙.pdf 頁5 2.1 機能に関する事項 (2) 機能実現の方 式 具体的に添付資料中のどのようなデータ加工をし、どのようなデー タを見たいかの要件はございますでしょうか？ 質問の意図としては、加工の要件によっては、BIツール側で加工で きるもの、データベース側で加工を行う必要があります、加工要件によ って、どのようなツールを使うかが変わるため、確認させていただきました。 | 行政職員がGUIベースで加工作業が行えることを想定しており、使 うツールには制限はありませんので、その前提でご提案下さい。 |
| 26 | 調達仕様書別紙.pdf 頁6 '2.4 データに関する事項 添付ファイルについて、(4)の項目にて、「変換が自動または手作業 でどの程度可能であるかの検証を行うが、ファイル形式や内容につ いては環境省と協議の上で決定し、請負者にて作成すること」と記載が ありますが、その一方、(6)では、「添付ファイルはファイル形式 を問わず、BI ツールで再利用可能な形式で DWH に極力取り込むこ と」との記載があります。 この内容については、(4)で協議の結果の対象が、(6)の記載の内 容にて、取り込みができるようにするべきといった解釈で理解してよ いでしょうか。 | その解釈で相違ありません。 |
| 27 | 調達仕様書 1.4 業務・情報システムの概要 「本番環境では API による申請データ取得、申請データ以外のデー タの取り込み、外部システムへのデータでエクスポート等を行うた め、あらかじめ考慮すること」について、申請データ以外のデータは どういったデータが想定されているか、確認させてください。 | 環境省の個別システムで管理しているデータや、行政事務でOffice 等で管理しているデータを想定しています。 |
| 28 | 調達仕様書 1.4 業務・情報システムの概要 図1-1内の、「e-Gov 電子申請サービス(検証環境)」への入力作業に ついて、作業マニュアル等は連携頂く前提でよいか。また、本環境へ のアクセスは専用端末など貴省からのアクセスとなるか、確認させ てください。 | 作業マニュアル等は連携する前提です。 本環境へのアクセスはインターネット経由で請負者側の端末からの アクセスとなります。 |

| | | |
|----|--|--|
| 29 | <p>調達仕様書 1.6.作業スケジュール</p> <p>本調達の次にある本番環境整備において、設計フェーズが含まれていないのですが、本調達にも要件定義書を拝見する限り、本番環境の設計を行う業務は含まれていないと理解しております。本業務においては、本番環境に対する設計は行わないという理解で正しいか、確認させてください。</p> <p>また、念のため、次フェーズの本番環境構築の前に設計工程をどのようにお考えか、ご教示ください。仕様書上、"本番環境整備"の内容に、"要件定義"や"設計"が示されていないが、"本番環境整備：環境構築"の中に含まれる認識でよいか、本業務範囲の設計対象は、検証環境のみであるかを確認させてください。</p> | <p>本番環境の設計工程は本番環境整備：環境構築の中に含まれ、本業務範囲の設計対象は、検証環境のみです。本番環境整備の際には本件検証作業の結果を踏襲して、設計を行っていただく想定です。</p> |
| 30 | <p>調達仕様書 1.6 作業スケジュール</p> <p>「作業スケジュール」で示されている"本番環境整備"の内容に、"設計"が示されていないが、"本番環境整備：環境構築"の中に含まれる認識でよいか。本業務範囲の設計対象は、検証環境のみであるかお伺いしたい。</p> | <p>本番環境の設計工程は本番環境整備：環境構築の中に含まれ、本業務範囲の設計対象は、検証環境のみです。本番環境整備の際には本件検証作業の結果を踏襲して、設計を行っていただく想定です。</p> |
| 31 | <p>調達仕様書 2.1. 調達範囲</p> <p>本業務における調達範囲として、各ソフトウェアやクラウドのライセンスは貴省にて購入する前提でよいでしょうか。その場合、ライセンスの再販を我々から実施させていただく必要がありますでしょうか。</p> | <p>各ソフトウェアやクラウドのライセンスも本件調達に含んでいますので、それらの金額込みでご提案をお願い致します。</p> |
| 32 | <p>調達仕様書 2.1. 調達範囲</p> <p>上記に関連して、仮に我々が環境そのものを持つとなった場合、環境の管理・運用を我々で実施する想定でしょうか。その場合環境の利用費用については貴省に別途請求する形となるか、我々の方でプロジェクト費用に含める形となりますでしょうか。</p> | <p>環境そのものの所有は環境省になり、その初期調達・設計・構築・運用・保守を全て請負っていただくこととなります。従って、それらの費用は全てプロジェクト費用に含める形となり、別途の支払いは発生致しません。</p> |
| 33 | <p>調達仕様書 2.1. 調達範囲</p> <p>業務終了時に引き渡すものとしては、ドキュメント類を除き、機能検証環境の引き渡しとなり、開発環境については対象外と想定してよいでしょうか。</p> | <p>開発環境は対象外です。</p> |
| 34 | <p>調達仕様書 4.1(2) 環境整備</p> <p>「環境整備では、「別紙1 要件定義書」の機能要件及び非機能要件を満たすための環境設定を行い、動作確認を実施すること。環境設定だけでは機能要件及び非機能要件を満たせず、開発業務が発生する場合は、必要に応じて基本設計及び詳細設計を行い」環境設定のみで、開発業務が発生しない場合は、成果物に記載されている、基本設計書/詳細設計書は不要という認識でよいか。</p> | <p>別紙3_成果物一覧に記載のとおり、原則環境設定設計書の内容のとおり必要ですが、サービス提供上不要と判断した場合は、環境省合意の元、省略可としています。</p> |
| 35 | <p>調達仕様書 4.2. 環境運用・保守業務</p> <p>本調達において、運用保守作業実施計画書を作成する業務が含まれており、調達仕様書別紙「3.7.上位互換性に関する事項(2)業務分担」にアプリケーション保守事業者と運用事業者の役割が記載されております。</p> <p>また、本調達においては、検証環境ということもあり、アプリケーション保守事業者と運用事業者への引継ぎなどが業務に含まれていないと理解しております。</p> <p>調達仕様書別紙 成果物一覧 No.7 運用保守実施計画書、No.8 運用保守実施要領には運用保守工程並びに運用保守事業者に向けて作成すると記載があります。</p> <p>1.6.作業スケジュールにも検証環境における運用保守工程が記載されていないため、本資料の引継ぎ先は貴庁を想定して、作業見積をすることで相違ないか、ご教示ください。</p> <p>また、機器・ソフトウェア賃貸借・保守事業者も同項目の中に記載されておりますが、本契約は令和6年3月までであり、別途この事業者にも環境もしくは契約を引き継ぐ想定かご教示ください。</p> | <p>運用保守実施計画書、運用保守実施要領の引継ぎ先は環境省を想定して、作業見積して下さい。</p> <p>令和6年度以降の環境は、新たに調達する想定です。</p> |
| 36 | <p>調達仕様書 4.5(1) 定例会等の実施</p> <p>定例会等の形態は貴省での実施もしくは、リモート会議等での実施を想定されているか。</p> | <p>弊省と請負者との合意により、どちらでも実施可能です。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 37 | 調達仕様書 5.2 作業場所 専用端末などを利用する場合は貴省にて実施環境・場所の準備を実施頂ける想定でよいか。 | 専用端末の利用は想定しておりませんが、弊省の環境下でのみ実施可能な作業がある場合は、実施環境・場所の準備は弊省で行います。 |
| 38 | 調達仕様書 5.3 作業の管理に関する事項 変更管理について、アジャイル開発の前提とした時に、イテレーション毎に変更等が発生する想定である。バックログなどで管理する事で変更を追跡できるようにする事を想定して問題ないか。(都度変更管理委員会へ変更要求を回すなどのプロセスを通す必要がないと想定) | マスタスケジュールの変更が必要な変更であれば、プロジェクトオーナーである環境情報室長の承認のための会議を開催しますが、それ以外の変更はご質問の想定で問題ありません。 |
| 39 | 調達仕様書 6.1(3) 機密保持、資料の取扱い "作業場所"とはどこを想定されているか。 | 請負事業者における作業場所を想定しています。 |
| 40 | 調達仕様書別紙 1.2(1) サービスの利用者数及び情報システムの利用者数 下線内容の「提案時には利用者増加時のサービス利用料も提示すること」の"サービス利用料"とは何を意味しているか。 | クラウド利用料、ソフトウェアライセンス料等、利用人数により増減するサービスの利用料を想定しています。 |
| 41 | 調達仕様書別紙 3.13 保守に関する事項 運用・保守業者に引き継ぐ前提があるものの、運用要件が定められていないと認識しました。どの程度の監視要件、ログ管理要件、監査要件がありますでしょうか。 | 本件検証においては、生死監視、障害発生時に参照できるログの管理等、最小限の運用を想定しています。 |
| 42 | 調達仕様書別紙 成果物一覧 教育に関して、成果物一覧に操作マニュアルのみ規定されているが、教育計画や教育の実施は業務対象外でよいでしょうか。 | 教育内容、教育対象者、実施形態、実施時期等の詳細については協議の上で決定し、実施計画書を作成いただきますが、今回の調達は検証のためごく簡便な操作指導レベルを想定しています。 |
| 43 | 調達仕様書別紙 成果物一覧 成果物の脆弱性検査結果報告書は、第三者機関によるセキュリティ診断を想定しているものでしょうか。 | ご質問のとおりです。 |
| 44 | 調達仕様書別紙について 1-1. P2. 表1-2 項番1 ④について ①追加する情報とはどういったものになるか ※例えば申請データの一部の項目が抜けておりそれを追加で埋める等 | 申請に保有するデータ項目だけでは情報として不十分な場合、例えば郵便番号から住所を補充するようなケースを想定しています。 |
| 45 | ②公開・非公開の設定とはBIツール等のDWHの連携先で閲覧か・不可を設定するものか | ご認識の通りです。 |
| 46 | ③添付ファイルから抽出した情報の取捨選択も含まれるか | 含まれます。 |
| 47 | 1-2. P5. 表2-1 項番4について 「e-Gov 審査支援サービス」のAPIの利用には申請承認のフローは必須か | e-Gov審査支援サービスはワークフロー機能を有しますが、ご質問の「APIの利用には申請承認のフローは必須か」の意味が判りかねます。 |
| 48 | 1-3. P7 表2-2について 添付ファイルに関して、サンプルファイルもしくはファイル名を提供いただくことは可能か | 可能です。 |
| 49 | 契約書について 2-1. 納入について 受託者に帰属性がなく事由によって納入できないおそれがある場合、納入日の変更や委託料の増額を求めることができるよう追記は可能か | 請負者は成果物納入を責任を持って実施いただく必要があるため、ご質問の件は不可能です。 |
| 50 | 2-2. 支払方法について 支払方法、手数料負担について追記が可能か | 契約書の変更は想定しておりません。 なお、請負代金の支払いは、業務完了後、請求書を受領し銀行振り込みとなります。請負者に振り込み手数料の負担は求めません。 |
| 51 | 2-3. 仕様書等の変更 仕様書等の変更通知を受けた場合、受託者からの業務内容変更や、それに起因する納入日変更、委託料増額の申し出は可能か | 仕様書に記載のない変更で、作業工数等、費用の増加が見込まれる場合は申し出は可能です。 |
| 52 | その他 3-1. 納品後に受託者の事例として案件概要を公開することは可能か (公開範囲は要協議) | 可能です。 |

| | | |
|----|--|---|
| 53 | <p>調達仕様書 1.5 契約期間、1.6 作業スケジュール について 仕様書該当箇所：契約締結日から令和6年3月29日まで 質問内容：契約終了が令和6年3月29日までですが、貴省の検証・評価は令和6年4月以降も実施する予定と理解しました。令和6年4月以降のサービス利用料は貴省もしくは別事業者からクラウドサービス事業者へお支払い頂く認識であっておりますでしょうか。</p> | <p>令和6年4月以降の作業・環境については、本件とは別に、新たに調達する想定です。</p> |
| 54 | <p>調達仕様書別紙 2.1 機能に関する事項 について 仕様書該当箇所：環境省職員の利用は、インターネットを経由することなく環境省ネットワークから直接行う。 質問内容：提供するサービスと貴省との接続は、将来は専用線での接続を検討するが、検証環境はインターネットから接続する認識であっておりますでしょうか。</p> | <p>蓄積・分析基盤は将来ガバメントクラウド上での構築を想定しているため、環境省職員の利用は、環境省ネットワークからガバメントクラウドへ直接アクセスして行う想定としています。</p> |
| 55 | <p>調達仕様書別紙 3.11 教育に関する事項 について 仕様書該当箇所：本業務で整備するシステムは機能検証用であり、使い方や利用者が限定されるため、教育内容、教育対象者、実施形態、実施時期等の詳細については環境省と協議し、実施計画を策定すること。 質問内容：利用者が環境省と若干の原課職員での利用を見込んでいるとのことですが、教育の開催が関東圏以外となることはないとの認識であっておりますでしょうか。</p> | <p>その認識で問題ありません。</p> |
| 56 | <p>申請・届け出データの分析は原則として、手続き単位と考えてよいでしょうか。手続きをまたいだグローバルな解析は対象外と考えてよろしいでしょうか？</p> | <p>申請内容の本体部分は手続単位の分析になりますが、全手続が共通して持つ情報（申請者情報、申請時刻等）については、手続全体での傾向や内容分析は対象とします。</p> |
| 57 | <p>本業務で整備する検証環境で利用するクラウドサービスの利用料は本業務の入札金額に含まれますか？</p> | <p>クラウドサービスの利用料も本業務の入札金額に含まれます。</p> |
| 58 | <p>「契約書（案）」について ①第6条第2項 業務遂行にあたり疑義又は不明点が生じた場合は先方の指示に従うものとなっておりますが、甲乙協議の上に修正できますでしょうか。</p> | <p>原則として、入札説明書に添付の契約書（案）により契約を締結します。 なお、一部の契約条項については修正することが可能な場合もあるため、落札決定後、契約担当官にご相談いただきたい。 ただし、環境省が不利になるようなものなどは、修正が認められない場合もある。 (現時点においては、いずれの提案についても修正不可と考えています。)</p> |
| 59 | <p>②第7条第2項 検査基準を仕様書等に定め、それらに基づき検査を行うことと明記できますでしょうか。</p> | |
| 60 | <p>③第10条 仕様書等の変更を甲の意思のみでできることとなっているが、甲乙協議の上に修正できますでしょうか。</p> | |
| 61 | <p>④第15条 損害賠償に上限設けられることが可能でしょうか。</p> | |